

中国の新たな制裁・輸出管理制度と日本企業の対応

フレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンガー法律事務所

東京オフィス パートナー アジア独禁・貿易法部門共同代表 山田 香織

東京オフィス アジア制裁部門代表 アレクサンダー・ドミトレンコ (Alexander Dmitrenko)

香港オフィス 中国紛争チーム主任弁護士 シン・リュウ (Xin Liu)

中国当局が新たに発表した、「信頼できないエンティティ・リスト (Unreliable Entity List)」（以下、「リスト」という）および関連規定（以下、「UEL規定」という）ならびに輸出管理法 (ECL) は、米国の対中制裁および中国企業・公務員を対象とする輸出規制に対する中国側の対抗措置といえるものです。本寄稿は、リスト、UEL規定ならびにECLの主要な特徴を分析し、日本企業がとるべき対応について検討を行うものです。

の構築、リストに掲載する企業や個人の指定、関連規制や禁止事項の特定、状況に応じた掲載者の除外ルールなどが同時に整備されました。

現時点でリストに名前が掲載されている企業や個人はありませんが、当局がすでに水面下で個人や企業の特定を進めている可能性もあります。日本企業が把握しておくべきUEL規定に関する重要ポイントは表1のとおりでしょう。

中国版「ブロッキング規則」の発動

2020年9月19日にUEL規定が施行され、企業や個人をリストに掲載する枠組みが制度化されました。当該リストは、実務上中国版「ブロッキング規則」として、外国政府による対中制裁や輸出規制ならびに中国・中国企業・中国人を敵対的に扱う措置に対抗する内容となっています。類似のブロッキング規則は、EUやロシアにも存在します。同制度の導入に際し、中国政府内の関係省庁で構成する「ワーキングメカニズム」

一元的な輸出管理制度の確立

2020年12月1日、中国初の包括的・一元的なECLが発効しました。ECLは、一部米国の輸出管理制度の建て付けを取り入れ、広範な適用範囲、管理強化および域外適用により、中国製品・技術・サービスの輸出入に携わる企業に直接適用されます。ECLは、海外の国や地域が中国の安全保障や国益を損なう輸出規制を「悪用」した場合は、中国当局が当該国や地域に対して「同等の」報復措置を講じることを明確に規定して

表1 日本企業が把握しておくべきUEL規定に関する重要ポイント

リストの対象者	(1) 中国の「国家主権、安全保障または開発上の利益」を損なう外国企業や外国人、又は (2) 「通常の市場取引原則」に違反し、中国企業または中国人に対する「正当な権利および利益に重大な損害を与える」ような「通常取引」の停止や「差別的措置」をとる外国企業や外国人。リスト掲載条件は意図的に広く、現状のUEL規定には詳細定義が存在せず、今後何らかのガイダンスが発表される可能性あり。
潜在的影響	上場企業や個人が中国関連の輸出入、対中直接投資、または中国への入国を制限・禁止されるリスク。
リスト掲載除外	当事者が違反行為を改め、所定の期限内に当該行為の結果を除いたことを証明する場合はリストから除外される。
域外適用	ECLの対象となる活動は、中国本土とつながりをもつ必要がないため、特に米・中両方で事業展開するグローバル企業は、中国当局がどのようにリスト制度を導入するか注視し、法的な板ばさみにならないよう予防措置が必要。

います。ECLは、中国が現行の米政権の措置に対抗する新たな手段となります。

ECLの主な機能は以下のとおりです。

- **輸出管理対象品**：中国の輸出管理当局による、軍民両用品・軍用品・核関連品および「国家安全保障と利害の維持および不拡散など国際的義務のコンプライアンスに関するその他の物品・技術・サービス・項目」(総称して「輸出管理対象品」という)など輸出管理の対象製品(サービス・技術・データを含む)を特定する輸出管理品目の作成。
- **ライセンス制度**：輸出事業者は、当該製品が輸出管理対象品に該当する場合、または当該製品が(1)中国の安全および国益を損なう可能性があること、(2)大量破壊兵器およびその輸送手段の設計、開発、生産または使用を目的とした利用が可能なこと、または(3)テロ目的で利用されることを知っているか、知るべきだったか、または輸出管理当局により知らされていた場合において、当局の輸出許可を申請する必要あり。
- **最終需要者およびエンド・ユースのモニタリング**：輸出管理対象品の輸出業者は、最終需要者およびエンド・ユースにかかる証明書を当局に提出する必要あり。最終需要者およびエンド・ユースは、当局の承認なしに変更することはできない。当局は、最終需要者および輸出管理対象品のエンド・ユースを「評価・検証・管理」するモニタリングシステムを確立する。
- **輸入業者および最終需要者リスト**：輸入業者および最終需要者のうち、(1)最終需要者またはエンド・ユースの監視に関するECL上の義務に違反したもの、(2)中国の国家安全保障および国益を脅かす可能性のあるもの、(3)テロ目的で輸出管理対象品を使用したものは、「ブラックリスト」扱いとなり、輸出管理対象品の輸出が制限または禁止される。
- **再輸出と「みなし」輸出**：輸出管理対象品の再輸出および「みなし」輸出は、ECLの対象。したがって、輸出者がECL違反に関与していることを知りながら、輸出者にサービスを提供した外国企業は、ECL下で罰則の対象となる。

- **リスク評価および禁輸措置**：当局は、国および地域のリスクレベルを評価し、また、全国的／地域的な禁輸措置を課することができる。

- **コンプライアンス要件**：ECLは、社内コンプライアンス制度の確立を輸出業者に要請しないものの、有効なコンプライアンス制度を設立した場合においては、当局から特定の輸出管理対象品について一般包括許可を取得することができる。

- **違反**：ECLを違反した場合、不法所得の没収、不正取引による売上高の20倍を上限とした罰金、事業停止および／または輸出資格の取り消しとなる。ECLの違反が犯罪扱いされる場合、刑事罰(禁固も含む)が適用されることがある。

UEL 規定とECLの遵守に向けた日本企業の課題

米国の政権交代後も米中貿易戦争の激化に大きな歯止めはかからないと見込まれるなか、中国当局はUEL規定およびECLの執行に取り組まざるを得ないと予想されています。グローバルに事業展開する多国籍企業は、緊迫した米中関係に巻き込まれるリスクが高く、輸出管理のコンプライアンス・プログラムを評価・強化する必要があります。

中国当局は、リストとECLは特定の国や企業を狙い撃ちにするものではないとしています。中国の国益に相反する米国の制裁や輸出規制を遵守し、中国における事業活動に関する米国の民事・刑事捜査に協力する多国籍企業は、事実上UEL規定やECLの主要ターゲットとなると考えてよいでしょう。他方、米国の規制を遵守しないわけにもいかないのが現実であり、まさにこの板ばさみ状態を狙ったのが今回の中国当局の発表といえます。

グローバルに事業展開する日本企業がとるべき措置として、完全な回答はないながらも、確実に言えることは、情報を確実にとったうえで、総論で悩むのではなく、各論で打開策を探ることでしょう。(表2)

専門チームの育成

特に日本や米国の既存の輸出管理法制に引っ掛かる製品を取り扱う企業は、従来から輸出管理に特化した

表2 日本企業がとるべき措置のチェックリスト

1. 最新情報のモニタリング	UEL 規定とECLの新法・法執行トレンドのモニタリング。特に今後発表されるガイドライン・実施規則・強制措置など。
2. 既存中国事業の変更・終了に際して十分なリスク分析	米国の対中制裁・輸出規制を遵守するため、中国当事者との継続的な取引提携の辞退・制限・終了など、UEL 規定およびECLに抵触しうるビジネス上の意思決定の際には、長期的な地域戦略など議論を尽くしたうえで、十分なリスク分析を行ってから進めること。
3. 個別の新プロジェクトの事前のリスク分析	米中間で法律摩擦が起こりうる個別プロジェクトは厳重に検討し、取引関係の変更が中国の国益に深刻な悪影響を与えるかどうか、また、プロジェクト実施国において悪評判や規制当局の審査対象となるなど中国政府の目にとまるリスクがあるかなど、ノン・リーガルリスクも評価対象とすること。
4. 契約条項の整備	会社・主要なサプライヤー・顧客・事業提携先が米中の禁輸対象リストに掲載された場合でも会社を保護できる適切な契約条項が整備されていることを確認すること。
5. 輸出入規制を前提とした将来の事業再構築	とりあえず事業継続が可能か、または将来の安定的事業継続のために先手を打っておく必要があるか（主要サプライヤーの多角化など）を検討すること。
6. 当事者、当局への十分な根回しと記録作成	UEL 規定やECLに抵触する可能性がある業務上の判断に関し、取引関係を変更する場合は相手当事者の同意を得ること、また規制事業を続行するため、関連当局の承認を得るなど、正当化できるビジネス判断を評価し、適切な記録を残すこと。

部署に人員を配置しているケースが多い一方で、各国が従来の規制対象製品をさらに強化するなか、これまで輸出管理部門を独立の機能として人員配置してこなかった企業も、リスクがある製品や事業がある場合には、ある程度専門化したチームを育成する必要があるといえます。既存の部署をもつ企業においても、管理機能が形骸化していないか、社内全体に輸出管理についてコンプライアンスの意識が行き渡っているか、再度内部の管理制度をリフレッシュする必要もあります。

専門化した輸出管理チームが、社内からのリスク情報を網羅的にキャッチできる体制を整え、そのうえで、米中それぞれの規制の「板ばさみ」になった場合の経営判断がスムーズに行えるよう、経営層が基本的な知識を把握しておくことも肝要です。

政治的スケープゴートをいかに回避できるか

最後に、輸出管理の問題は単なる違反を超えて外交問題に発展する要因を伴う場合も多く、日本政府のし

かるべき当局とのコミュニケーションも無視できないといえるでしょう。米中の対立関係ゆえに生じている日本企業がおかれた難しい状況を日本政府にも理解してもらい、可能な場合には、しかるべき仲介の役割を果たしてもらうという発想も、時に有用である可能性があるでしょう。過去の輸出管理違反事例の多くは、単純な「見落とし」というコンプライアンスの穴が理由だったものもある一方で、政治的なスケープゴートとして使われた例も少なくありません。米中の輸出管理法制が真っ向から抵触する場面も今後予想されるなか、板ばさみの懸念から事業が必要以上のダメージをいわずらに受けないように配慮する柔軟性と同時に、政治的スケープゴートという落とし穴をどう回避するか、という敏感なアンテナも必要になってくると考えます。

